

## 2 税務署で申告が必要な人

確定申告電話相談センター(近江八幡税務署) ☎0748-33-3141 / 3月15日(金)まで

- 税務署から来署案内を受けている人
- 初めて事業所得を申告する人
- 土地・建物などの譲渡所得のある人、総合譲渡(ゴルフ会員権の譲渡など)のある人
- 株式など有価証券の譲渡のある人、繰越損失の特例を受ける人
- 収支内訳書について書き方の指導を受けたい人
- 年の途中で死亡した人の申告(準確定申告)をする人
- 青色申告者
- そのほか、複雑な内容のある人

申告書の作成は自宅で簡単・便利!  
[e-Tax]での電子申告がお勧めです!



## 3 医療費控除を申告する場合

事前に「医療費控除の明細書」を作成しておきましょう

- 平成29年分の確定申告から領収書を提出する代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。申告の際には、「医療費を受けた人」、「病院・薬局」ごとに計算した明細書を作成してください。  
※あらかじめ集計しておいてください。
- 医療費の領収書は自宅で5年間保存してください。
  - 医療保険者が発行する「医療費通知」(医療費の額等を通知する書類)を添付すると明細書の記入を省略できます。
  - 平成31(2019)年分までの確定申告については、医療費領収書の添付によることもできます。

## 4 65歳以上の「障害者控除対象者認定書」について

福祉課 高齢者福祉係(福祉ステーション) ☎58-3705

次の対象に該当する人は「障害者控除」の適用を受けることができます。この場合、町が交付する「障害者控除対象者認定書」が必要です。該当すると思われる人は、役場 福祉課へ申請してください。※「身体障害者手帳」等の交付を受けている場合は認定書の申請は不要です。

**対象**▶ 町内に住所を有する65歳以上の人で、認知症または寝たきりの程度について町が定める基準に該当する人  
**必要なもの**▶ 印鑑(認め印)

## 5 申告に必要な書類・マイナンバーの記載について

スムーズに申告ができるよう早めに書類などを準備しておきましょう

### 必ず必要なもの

印鑑(認め印) / 税務署から送付を受けた通知書類(お知らせはがきなど) / 個人番号(マイナンバー)関係書類 / 申告者本人の口座番号・名義が分かる書類 / 金融機関届出印(振替納税される場合)

### 必要な書類(主なもの)

給与所得の源泉徴収票 / 公的年金等の源泉徴収票 / 事業所得(営業・農業など)や不動産所得の収支内訳書 / 社会保険料(国民年金保険料など)の控除証明書または領収書 / 生命保険料控除、地震保険料控除の各種証明書 / 寄附金の受領書

平成29年分から申告書等の送付に代えて「確定申告のお知らせ」はがきが送付されます。必ず申告時にご持参ください。

### マイナンバーの記載が必要です

申告の際には、個人番号(マイナンバー)の記載と書類の提示が必要です。個人番号カードをお持ちでない人は、通知カードまたはマイナンバーが記載してある住民票で確認します。また、扶養親族や事業専従者の記入欄にも個人番号の記載が必要となります。家族の分を代理で申告される場合は、家族の分の個人番号(マイナンバー)カードや番号確認書類のコピーが必要です。郵送で申告する場合についても、同様に書類(コピー)を添付してください。

**身元を確認するために必要なもの**▶ 運転免許証 / 被保険者証 / パスポート / 身体障害者手帳 / 在留カードなど、いずれかをお持ちください。



## 町・県民税、所得税および復興特別所得税

# 税の申告受付

「平成31年度町・県民税」の申告と「平成30年分所得税」の確定申告の受け付けを行います。

## 1 申告期間は2月18日(月)から3月15日(金)まで

税務課 住民税係 ☎58-3750

### 申告が必要な人

#### 町・県民税の場合

- 平成31年1月1日現在、竜王町に住所を有する人で、平成30年中(1月~12月)に所得のあった人  
※ただし、「給与所得もしくは年金所得のみで支払報告書の提出があった人」と「所得税の確定申告をした人」は除く  
※所得のない人でも国民健康保険に加入している人は、申告することにより国民健康保険税が軽減される場合があります。

#### 所得税の場合

- 次の①~⑥のいずれかに当てはまる人
- ① 平成30年中に所得があり、所得の合計額が所得控除額を超える人
  - ② 平成30年中の給与収入金額が2000万円を超える人
  - ③ 給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
  - ④ 給与を2カ所以上から受けている人で、年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得と退職所得は除く)との合計額が20万円を超える人
  - ⑤ 公的年金等の収入が400万円を超える人で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える人
  - ⑥ 土地・建物などを譲渡した人

#### 公的年金等受給者

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありませんが、この場合であっても、所得税の確定申告をすれば還付される場合もあります。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下であっても、町・県民税の申告は必要です。  
※複数から受給されている場合はその合計額

#### 公的年金等に係る雑所得以外の主な所得の種類・内容

- 給与所得…給与・賞与、パート収入など
- 雑所得(公的年金等以外)…個人年金、原稿料など
- 配当所得…株式や出資の配当など(上場株式などに係る配当所得の申告制度を選択した場合は除く)
- 一時所得…生命保険の満期戻金など

### 農業所得者

農業所得のある人は「収支内訳書」を作成して申告する必要があります。収支計算を行う際に間違えやすい項目をあらためて、ご確認ください。

- 収入金額…販売金額、雑収入
  - 必要経費…租税公課、農業共済掛金、農具費
- ※広報りゅうおう平成30年12月号(6頁)をご参照ください。

### 所得税が還付される場合がある人

- 株式配当・年金・講演料収入などから源泉徴収された税額が算出税額より多い人
  - 医療費控除や住宅借入金等特別控除を受ける人
  - 年の途中で退職し、再就職しなかった人
  - 年末調整で申告漏れとなっていた控除がある人
- ※雑損控除を受ける人は税務署に相談してください。

### 申告相談日時・場所

対象地区	受付日
美松台	2/18(月)
山面・西横関	2/19(火)
鏡・松陽台	2/20(水)
新村・西山	2/21(木)
東出・西出	2/26(火)
山中・岡屋	2/27(水)
川守・岩井	2/28(木)
庄・林	3/4(月)
西川・須恵	3/5(火)
七里・橋本・鶴川	3/6(水)
田中・綾戸・島・駕輿丁	3/7(木)
小口・薬師	3/11(月)
弓削・川上・信濃	3/12(火)
松が丘・希望が丘・さくら団地	3/13(水)
町内全域	2/22(金) 2/25(月) 3/1(金) 3/8(金) 3/14(水) 3/15(金)

**受付会場** 役場 1階 102会議室  
**受付時間** 9:00~16:00

! 町の申告会場は大変な混雑が予想されますので、早めに税務署で申告を済ませましょう

\*期間中は対象地区の受付日以外でも申告を受け付けます。